

日進市国民保護計画

資料編

令和8年3月修正

日進市

目次

○防災機関の連絡先	1
○関係報道機関一覧	3
○各部室における平素の業務	3
○市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員	4
○市対策本部の組織構成	5
○国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧	6
○市対策本部の各班の機能	6
○安否情報省令第1条に規定する様式第1号	9
○安否情報省令第1条に規定する様式第2号	10
○日進市国民保護協議会条例	11
○日進市国民保護対策本部及び日進市緊急対処事態対策本部条例	12
○動物の保護等に関する通知	13
○武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答 の手続その他の必要な事項を定める省令	15
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る 公用令書等の様式を定める省令の様式	23
○火災・災害等即報要領	25
○日進市デジタル地域防災行政無線	45

○関係機関の連絡先

- ・関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等

名称	所在地	電話	備考
中部管区警察局	名古屋市中区三の丸 二丁目 1-1	052-951-6000	
近畿中部防衛局 (東海防衛支局)	名古屋市中区三の丸 二丁目 2-1	052-952-8221	
東海総合通信局	名古屋市東区白壁 一丁目 15-1	052-971-9105	
東海財務局	名古屋市中区三の丸 三丁目 3-1	052-951-1772	
名古屋税関	名古屋市港区入船 二丁目 3-12	052-654-4010	
東海北陸厚生局	名古屋市東区白壁 一丁目 15-1	052-971-8831	
愛知労働局	名古屋市中区三の丸 二丁目 5-1	052-972-0252	
東海農政局	名古屋市中区三の丸 一丁目 2-2	052-201-7271	
中部森林管理局 (名古屋事務所)	名古屋市熱田区熱田 西町 1-20	052-683-9206	
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸 二丁目 5-2	052-951-2683	
中部近畿産業保安監督部	名古屋市中区三の丸 二丁目 5-2	052-951-0558	
中部地方整備局	名古屋市中区三の丸 二丁目 5-1	052-953-8119	
中部運輸局	名古屋市中区三の丸 二丁目 2-1	052-952-8002	
大阪航空局 (中部空港事務所)	常滑市セントレア一 丁目 1	0569-38-2155	
東京航空交通管制部	埼玉県所沢市並木 一丁目 12	04-2992-1181	
東京管区气象台 (名古屋地方气象台)	名古屋市千種区日和 町二丁目 18	052-751-5577	
第四管区海上保安本部	名古屋市港区入船 二丁目 3-12	052-661-1611	

・関係機関（自衛隊、県警察含む）

名称	担当部署	所在地	電話	備考
愛知県	防災危機管理課	名古屋市中区三の丸三丁目1-2	052-961-2111	
尾張県民事務所	防災安全課	名古屋市中区三の丸二丁目6-1	052-961-1464	
自衛隊	陸上自衛隊第35普通科連隊	名古屋市守山区守山三丁目12-1	052-791-2191	
	愛知地方協力本部 瀬戸地域事務所	瀬戸市汗干町68	0561-83-3181	
愛知警察署	警務課	東郷町白鳥二丁目1-8	0561-39-0110	
水資源機構中部支社		名古屋市中区三の丸一丁目2-1	052-231-7541	
尾三消防組合		東郷町大字諸輪字曙18	0561-38-0119	
日進消防署	—	日進市本郷町宮下3	0561-73-0119	
日進市消防団	日進市役所防災安全課	日進市蟹甲町池下268	0561-73-7111	
愛知中部水道企業団	総務課	東郷町大字和合字北蚊谷212	0561-38-0030	
尾三衛生組合	総務課	東郷町大字諸輪字百々51-23	0561-38-2226	
中部電力パワーグリッド(株)	天白営業所	名古屋市天白区植田南三丁目601	052-802-5111	
西日本電信電話(株)	名古屋支店災害対策室	名古屋市中区大須四丁目9-60	052-291-3226	
東邦ガス(株)	日進営業所	日進市浅田町笹原8-1	052-802-1234	
名古屋市交通局	赤池駅	日進市赤池一丁目1503	052-802-2264	
名古屋鉄道(株)	豊田市駅	豊田市若宮町1丁目35	0565-32-0336	
あいち尾東農業協同組合	日進支店	日進市蟹甲町池下213-1	0561-72-0665	
日進市商工会	—	日進市蟹甲町中島35	0561-73-8000	
東名古屋医師会	—	日進市蟹甲町中島22	0561-73-8730	
日進建設業協会	—	日進市岩崎町神明乙85	0561-73-7711	
日進市地区日赤奉仕団	日進市役所地域福祉課	日進市蟹甲町池下268	0561-73-7111	

・関係市町機関

名称	担当部署	所在地	電話	備考
名古屋市	防災危機管理局 統括課	名古屋市中区三の丸 三丁目 1-1	052-972-3530	
豊明市	防災防犯対 策課	豊明市新田町子持松 1-1	0562-92-8305	
長久手市	安心安全課	長久手市岩作城の内 60-1	0561-56-0611	
東郷町	防災安全課	東郷町大字春木字羽 根穴 1	0561-38-3111	
みよし市	防災安全課	みよし市三好町小坂 50	0561-32-8046	

○関係報道機関一覧

名称	連絡先
NHK名古屋放送局	TEL 052 (952) 7000
東海テレビ放送	TEL 052 (951) 2511
中部日本放送	TEL 052 (241) 8111
テレビ愛知	TEL 052 (203) 0250
中京テレビ放送	TEL 052 (832) 3311
名古屋テレビ	TEL 052 (331) 8111
中部ケーブルネットワーク	TEL 052 (858) 2250
中日新聞社	TEL 052 (201) 8811
毎日新聞中部本社	TEL 052 (324) 1511
読売新聞中部支社	TEL 052 (211) 0080
朝日新聞名古屋本社	TEL 052 (231) 8131

○各部室における平素の業務

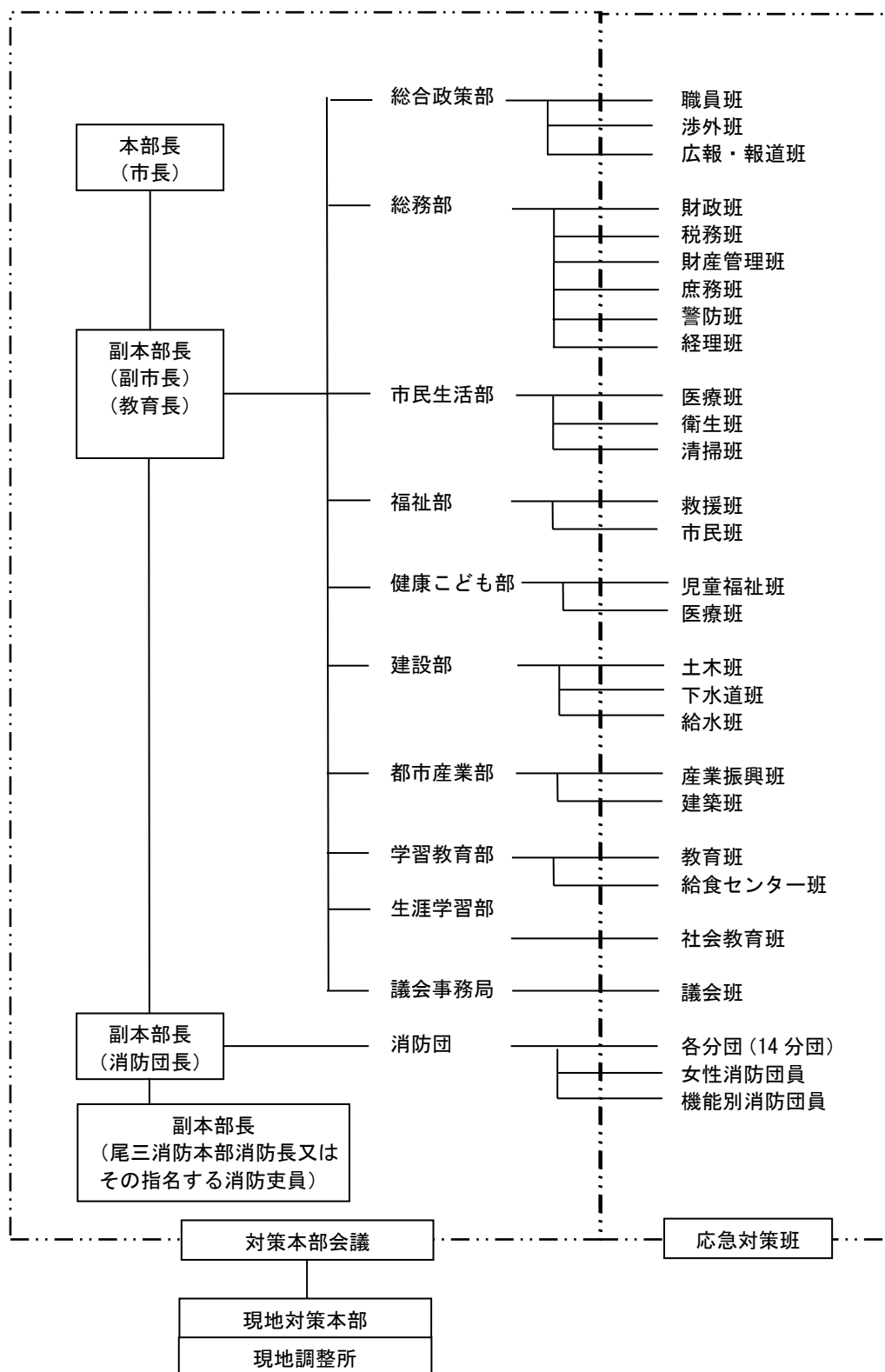
部局名	平素の業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護対策本部に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・物資及び資材の備蓄等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事 ・住民の避難誘導に関する事 ・避難施設の運営体制の整備に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事
都市産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧に関する事
都市産業部、建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインに関する事
総務部、都市産業部、総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事
尾三消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む）

○市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長 市長	副市長	総合政策部長	総務部長
副本部長 副市長	総合政策部長	総務部長	市民生活部長
副本部長 教育長	副教育長	生涯学習部長	学校教育部長
副本部長 消防団長	消防団副団長	—	—

※ なお、上記の者たちが不在の場合は、その他の本部員が代替する。

○市対策本部の組織構成



- 対策本部員…各部署長
- 応急対策班長…各課長

○国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

種別	項目	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	都市整備部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	都市整備部
	土地等の使用に関する事 (法第82条)	都市整備部
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)	都市整備部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務部
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務部

○市対策本部の各班の機能

班名	事務掌握	担当課
職員班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動員職員の配置調整に関する事 ・ 動員職員の給食及び安全衛生等厚生に関する事 ・ 職員の活動内容及び活動時間の把握に関する事 ・ 武力攻撃災害対策に従事した職員の公務災害補償に関する事 	人事課
渉外班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長・副本部長の秘書に関する事 ・ 各種調査団体の対応に関する事 ・ 本部長等の災害地視察に関する事 	企画政策課 情報広報課
広報・報道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害に関する各種情報の広報に関する事 ・ 被災者の相談に関する事 ・ 記録、写真等取材に関する事 	情報広報課
財政班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急予算の編成及び資金の調達に関する事 ・ 各種復旧事業及び財政援助に関する事 ・ 市有財産の被害調査に関する事 ・ 公用車の管理・配車に関する事 	財務政策課 財産運営課 行政課
税務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害建物の状況調査に関する事 ・ 被災者の税の減免に関する事 	税務課
経理班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金品、見舞品等の受付並びに配分に関する事 	会計課 収納課 監査委員事務局
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の庶務に関する事 ・ 公用令書の発行に関する事 ・ 被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 ・ 警報、注意報等情報の受領伝達に関する事 ・ 愛知県・他市町村との連絡調整に関する事 ・ 自衛隊の応援要請に関する事 ・ 通信に関する事 ・ 特殊標章交付に関する事 ・ 他の部の所管に属さない事 	防災安全課
警防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の救出及び避難民の誘導に関する事 ・ 消防団（水防団）の活動に関する事 ・ 尾三消防本部との連絡に関する事 	防災安全課

班名	事務掌握	担当課
救援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び管理運営並びに周知に関すること ・り災証明書の交付に関すること ・各種ボランティアに関すること ・避難行動要支援者に関すること ・行旅死亡人に関すること ・災害見舞金に関すること ・応急物資の配給に関すること ・応急家庭補修該当者の選定並びに生業資金の貸付に関すること ・仮設住宅の入居者に関すること 	地域福祉課 介護福祉課 福祉会館
児童福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園の被害状況調査に関すること ・保育園の応急復旧に関すること ・り災児童に対する措置の国、県、他市町村との調整に関すること ・保育園に対する連絡及び指示に関すること ・他班への応援に関すること 	子育て支援課 こども課
市民班	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の埋火葬等に関すること ・他班への応援に関すること ・安否情報に関すること 	市民課 保険年金課
医療班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護及び連絡に関すること 	健康課
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫その他衛生対策に関すること ・一時安置所の設置並びに管理運営に関すること ・死体の処理に関すること 	環境課 地域共生課
清掃班	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ、汚物の除去に関すること ・動物等の死体の処理に関すること 	環境課 地域共生課
産業振興班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急物資の調達に関すること ・商工業関係事業所等の被害状況の調査に関すること ・住宅資金の災害貸付事務に関すること ・農作物の応急措置に関すること ・農作物の被害状況調査に関すること ・農業用資機材の斡旋に関すること ・農業関係復旧事業の融資に関すること ・農業用施設の保全及び応急修理並びに被害調査に関すること ・炊き出し米等食糧の確保に関すること 	産業観光課 農政課
土木班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、橋りょう等の被害調査に関すること ・応急復旧のための体制づくりに関すること ・応急復旧及び緊急措置に関する諸資材の調達、土木機械等の配備に関すること ・河川及び水路の水防及び地盤災害予防に関すること ・浸水地域への排水対策に関すること 	道路河川課 市街地整備課
建築班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の整備及び応急仮設住宅の建設に関すること ・公共建物の応急修理及び被害調査に関すること ・応急復旧資材の調達に関すること ・り災者住宅の応急修理に関すること ・建築物の応急危険度判定に関すること ・公園、緑地の被害調査及び応急復旧に関すること 	都市計画課
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査に関すること ・下水道施設の保全及び応急修理に関すること 	下水道課
給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時における飲料水の供給に関すること ・愛知中部水道企業団との連絡に関すること 	下水道課

班名	事務掌握	担当課
教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の被害状況調査に関する事 ・教育施設の応急復旧に関する事 ・り災児童、生徒に対する教科書及び学用品の調達、供給に関する事 ・教育施設に対する連絡及び指示に関する事 ・応急教育の実施に関する事 ・教育施設における避難所の開設及び運営の協力に関する事 ・炊き出し、その他による食品の調達及び供給に関する事 ・給食業者との連絡に関する事 	学習政策課 学校教育課
社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の被害状況調査に関する事 ・生涯学習施設における避難所の開設及び運営の協力に関する事 ・労力奉仕団体に関する事 	学び支援課
議会班	<ul style="list-style-type: none"> ・議長及び副議長の災害地視察に関する事 ・議会の災害対策活動のための情報収集及び連絡調整に関する事 	議事課

○安否情報省令第2条に規定する様式第4号

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

○日進市国民保護協議会条例

平成18年3月31日
条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、日進市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○日進市国民保護対策本部及び日進市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月31日

条 例 第 4 号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、日進市国民保護対策本部及び日進市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 日進市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、日進市国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

- 2 本部の副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部の本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員（以下「本部職員」という。）を置く。
- 5 本部職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため必要があると認めるときは、本部の会議を招集するものとする。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員及び本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、日進市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

◎ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

◎ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

◎ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

◎ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対策事態における動物の保護等

緊急対策事態における動物の保護等については、1 及び2 に準ずるものとする。

○武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基

本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第5条及び第6条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第3条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第2条第3項第1号、第5条第1号、第9条第2号及び第11条第1号イ

二 第9条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第5条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第41条第1項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）及び第2項第1号（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第75条第2項第1号及び第3項第1号並びに第76条第2項第1号及び第3項第1号

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

四 第11条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第11条第2項第1号（新統計法施行規則第16条において準用する場合を含む。）

五 第12条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第5条第1項第1号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第11条第6項、第12条第1項及び第2項、第13条第3項、第14条第3項並びに第24条において準用する場合を含む。）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第9 4条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第9 5条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める省令の様式

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書	氏 名 住 所			
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお		
	いて準用する第 81 条第 2 項 いて準用する第 81 条第 4 項 (理由)	の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。			
	年 月 日	処分権者 氏 名	印		
収容すべき 物資の種類	数量	所在場所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書	氏 名 住 所		
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお	
	いて準用する第 81 条第 3 項 いて準用する第 81 条第 4 項 (理由)	の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
	年 月 日	処分権者 氏 名	印	
保管すべき物資の種類	数量	保管すべ き場所	保管すべ き期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号 公 用 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条
第 183 条において準用す

る第 82 条 の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
(理由)

年 月 日 処分権者 氏 名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号 公 用 取 消 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお

いて準用する第 81 条第 2 項
いて準用する第 81 条第 3 項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第
いて準用する第 81 条第 4 項
いて準用する第 82 条

号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する
法律施行令 第 16 条 の規定により、これを交付する。
第 52 条において準用する第 16 条
(取り消した処分の内容)
年 月 日 処分権者 氏 名 印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

○火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日

消防災第267号消防庁長官

改正

平成	6年	12月	消防災第279号
平成	7年	4月	消防災第83号
平成	8年	4月	消防災第59号
平成	9年	3月	消防情第51号
平成	12年	11月	消防災第98号
			消防情第125号
平成	15年	3月	消防災第78号
			消防情第56号
平成	16年	9月	消防震第66号
平成	20年	5月	消防応第69号
平成	20年	9月	第166号
平成	24年	5月31日	消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

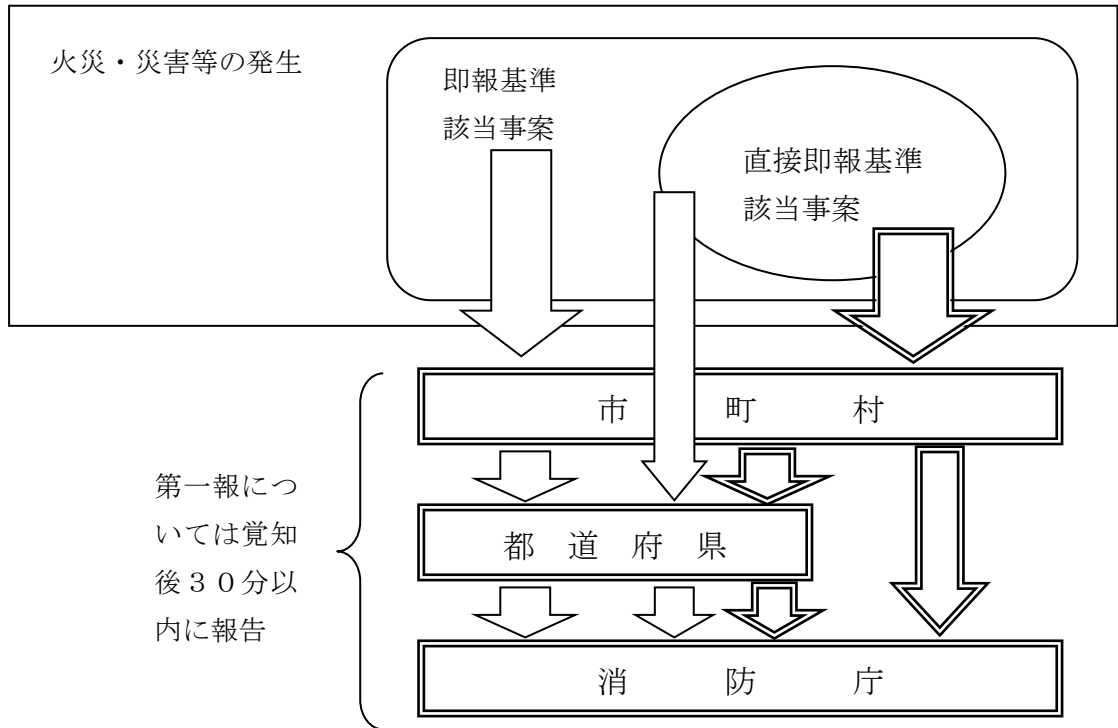
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災

等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1) 死者が3人以上生じたもの

2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の1階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む)。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状

況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) 罹災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、

119番通報件数についても概数を記入すること。

(例)

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出火場所	
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (鎮圧日時) 鎮 火 日 時 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)
出火箇所	出火原因
死傷者	死者(性別・年齢) 人 死者の生じた理由 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人
建物の概要	構造 建築面積 階層 延べ面積
焼損程度	焼損棟数 } 計 棟 焼損面積 全半部分 焼焼焼 ぼ や 棟棟棟 a
り災世帯数	気象状況
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 人 その他 人
救急・救助 活動状況	
災害対策本部等 の設置状況	
その他参考事項	

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 <small>(消防本部名)</small>	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他()	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要	危険物施設 の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 重症 中等 軽症	人 () 人 () 人 () 人 ()	人 () 人 () 人 () 人 ()	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部等 の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨〔未確認〕等を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		都道府県	市町村		
災害名 ・ 報告番号	災害名 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha	公 立 文 教 施 設	千円	畑	冠 水	ha			農 林 水 産 業 施 設	千円
			流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設		千円	冠 水	ha	そ の 他 の 公 共 施 設		千円
報告者名	区 分	橋 り よ う	文 教 施 設	箇所	小	計	の	農 業 被 害	千円	商 工 被 害	千円		
			病 院	箇所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体	畜 産 被 害		千円	水 産 被 害	千円
人的被害	負傷者	死 者	河 川	箇所	そ の 他	そ の 他	そ の 他	林 業 被 害	千円	消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
			行 方 不 明 者	箇所					被 害 船 舶 隻		被 害 総 額	千円	消 防 団 員 出 動 延 人 数
住 家 被 害	棟 数	重 傷	港 湾	箇所	備 考	災 害 発 生 場 所	災 害 発 生 年 月 日	災 害 の 種 類 ・ 概 況	応 急 対 策 の 状 況	119番通報件数	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況		
			軽 傷	箇所								水 道 戸	回 線 戸
住 家 被 害	棟 数	全 壊	砂 防	箇所	考	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
			清 掃 施 設	箇所									
住 家 被 害	棟 数	半 壊	崖 ぐ ず れ	箇所	考	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
			鉄 道 不 通	箇所									
住 家 被 害	棟 数	一 部 破 損	鉄 道 不 通	箇所	考	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
			水 道 不 通	箇所									
住 家 被 害	棟 数	床 上 浸 水	水 道 不 通	箇所	考	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
			電 気 不 通	箇所									
住 家 被 害	棟 数	床 下 浸 水	電 気 不 通	箇所	考	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
			ガ ス 不 通	箇所									
非 住 家	棟 数	公 共 建 物	ブ ロ ッ ク 塙 等	箇所	考	り 災 世 帯 数	世 帯	り 災 者 数	人	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件
			そ の 他	箇所									

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

○日進市デジタル地域防災行政無線

●「日進市デジタル地域防災行政無線」の使用方法

1. 市役所庁舎内線電話機 から 防災行政無線 へかける場合

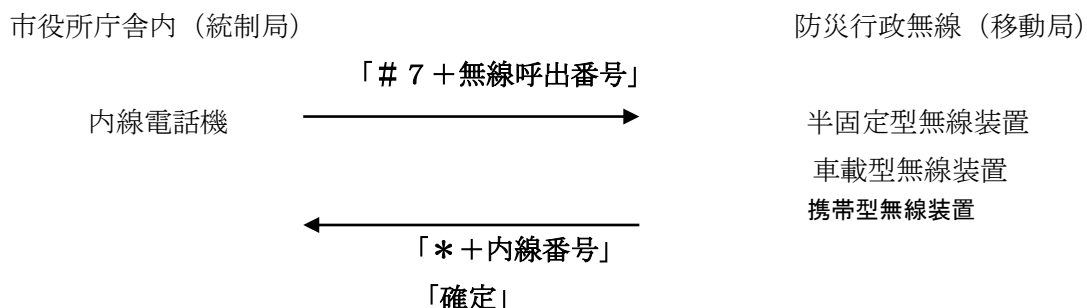
無線呼出番号のあたりに『#7』をつけてダイヤルする

(例) 市役所内線電話機から尾三消防本部（無線呼出番号201）へかける場合
「 # 7 2 0 1 」とダイヤルする

2. 防災行政無線 から 市役所庁舎内線電話機 へかける場合

内線番号のあたりに『*』をつけてダイヤルし、『確定』キーを押下する

(例) 公用車の車載型無線装置から市役所内線電話機（内線241）へかける場合
「 * 2 4 1 」とダイヤル後、「 確定 」キーを押下する。

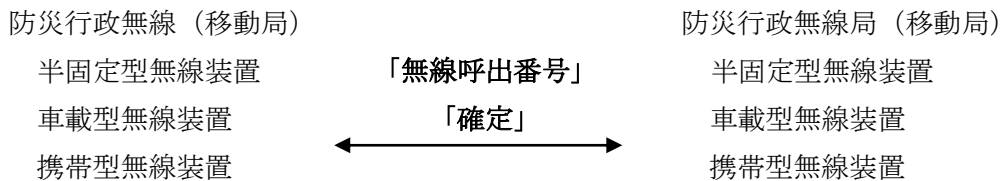


通話終了後、市役所内線電話機は受話器を置き、防災行政無線は「解除」キーを押下し、受話器を元に戻してください。

3. 防災行政無線 から 防災行政無線 へかける場合

無線呼出番号をそのままダイヤルし、『確定』キーを押下する

(例) 公用車の車載型無線装置から尾三消防本部（無線呼出番号201）へかける場合
「 2 0 1 」とダイヤル後、「 確定 」キーを押下する。



通話終了後、防災行政無線は「解除」キーを押下し、受話器を元に戻してください。

●「日進市デジタル地域防災行政無線用ファクシミリ」の使用方法

1. 送信方法

個別ファクシミリ送信方法（特定の相手局に対し送る場合）

- ①原稿を文字面を下にして、ファクシミリ装置にセットします。
- ②ファクシミリのダイヤルキーにて、相手局の番号をダイヤルしてください。
例：市役所統制局のファクシミリに送信する場合 → **1 0 1**
半固定局（西小学校）のファクシミリに送信する場合 → **3 0 1 # 1**
- ③ダイヤル後、ファクシミリ装置のスタートを押すと原稿の読み取りが始まります。
- ④送信には、原稿（A4）1枚につき約1～2分かかります。

グループファクシミリ送信方法

（あらかじめ決められたグループに所属する相手局に送る場合）

- ①原稿を文字面を下にして、ファクシミリ装置にセットします。
- ②ファクシミリのダイヤルキーにて、グループの番号をダイヤルしてください。
例：全小学校施設へファクシミリを送信する場合 → **# 3 6**
- ③ダイヤル後、ファクシミリ装置のスタートを押すと原稿の読み取りが始まります。
- ④送信には、原稿（A4）1枚につき約1～2分かかります。

注意：デジタル地域防災無線システムでは、1回の通信時限が5分と決められています。
通信時限を越えると通信は強制終了されてしまいますので、原稿量が多い場合は複数回に分けて送信してください。

1回で送信できる枚数の目安としてはA4用紙で2～3枚です。

2. 受信方法

個別・グループファクシミリの受信は、全て自動です、特に操作の必要はありません。

● 「日進市デジタル地域防災行政無線局」設置施設一覧（令和8年3月現在）

(1) 基地局

日進市災害対策本部 (日進市役所)	識別符号 でじたるぎょうせいにつしん	周波数 271.5375MHz
0561-73-7111	呼出番号 100	出力 5W

(2) 陸上移動局

	設置場所	電話番号	呼出番号	備考
防災関連施設	尾三消防本部日進消防署	0561-73-0119	201	
	日進市民会館(物資受付所)	0561-72-0955	202	
	保健センター(救護所)	0561-72-0770	203	
	中央福祉センター(ボランティア受付所)	0561-73-4885	204	
	日進市道の駅(マチテラス日進)	0561-76-7820	320	
教育施設	西小学校	052-801-0506	301	301～308、 311～313は 「FAX接続」
	東小学校	0561-73-2227	302	
	北小学校	0561-72-0145	303	
	南小学校	0561-73-1320	304	
	相野山小学校	0561-73-1525	305	
	香久山小学校	052-807-2100	306	
	梨の木小学校	0561-75-0155	307	
	赤池小学校	052-800-3311	308	
	竹の山小学校	0561-75-5330	309	
	日進中学校	0561-72-0020	311	
	日進西中学校	052-803-4178	312	
	日進東中学校	0561-73-1196	313	
	県立日進高等学校	0561-73-6221	321	
	県立日進西高等学校	052-804-2131	322	
中部大学第一高等学校	0561-73-8111	323		
福祉会館等施設	総合運動公園	0561-73-8801	401	
	東部福祉会館	0561-73-7881	402	
	南部福祉会館	0561-73-8155	403	
	相野山福祉会館	0561-72-8122	404	
	岩崎台・香久山福祉会館	052-800-6601	405	
	北部福祉会館	0561-73-0183	406	
	西部福祉会館	052-803-5286	407	

	設 置 場 所	電 話 番 号	呼 出 番 号	備 考
公 民 館	赤池公民館	052-804-4712	501	
	浅田区民会館	052-803-1011	502	
	梅森公民館	052-803-1534	503	
	野方公民館	0561-73-6786	504	
	蟹甲公民館	0561-73-6292	505	
	折戸公民館	0561-73-5823	506	
	藤枝公民館	0561-73-5534	507	
	米野木区民会館	0561-73-4010	508	
	三本木区民会館	—	509	
	藤島公会堂	0561-74-1130	510	
	本郷公民館	0561-72-8255	511	
	岩崎公民館	0561-72-0088	512	
	岩藤公民館	0561-73-6776	513	
	北新町公民館	0561-73-3713	514	
	南ヶ丘会館	0561-73-4432	515	
	五色園第1集会所	0561-72-2600	516	
	五色園第2集会所	0561-73-6237	517	
	香久山会館	052-807-5154	518	
	コミュニティ岩崎台	0561-72-8633	519	
	日東コミュニティセンター	0561-56-4015	520	
そ の 他 公 共 施 設	障害者福祉センター	0561-72-0857	601	
	岩崎城歴史記念館	0561-73-8825	701	
	子育て総合支援センター	0561-75-2244	702	
	スポーツセンター	0561-75-1888	703	
	上納池スポーツ公園	052-800-3200	704	
	図書館	0561-73-4123	705	
保 育 園	中部保育園	052-802-2859	915	
	新ラ田保育園	0561-73-3021	916	
	南部保育園	0561-73-1561	917	
	梅森保育園	052-803-3134	918	
	西部保育園	052-802-1969	919	
	北部保育園	0561-72-3731	920	
	東部保育園	0561-73-3163	921	
	北新田保育園	0561-73-7866	922	
	三本木保育園	0561-73-7876	923	
	米野木台西保育園	0561-75-5900	924	

- 車載型無線機（市公用車に搭載） 10台 呼出番号：801～810
- 携帯型無線機（総務部防災安全課に配備） 14台 呼出番号：901～914